

群馬県地域公共交通活性化協議会 生活交通分科会設置要綱

(設置)

第1条 群馬県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に、群馬県内における乗合バス等に係る生活交通の確保方策や補助制度等の活用について、個別的事項を検討するため、生活交通分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、具体的な路線に係る次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 路線退出の申し出に伴う生活交通の確保方策に関する事。
- (2) 補助制度等の活用に関する事。
- (3) その他、生活交通の確保に必要な事項。

(組織)

第3条 分科会は、別表の委員をもって組織する。

- 2 分科会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 分科会には、会長及び副会長を置く。

- 2 分科会長は、協議会長が指名する。
- 3 会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐して分科会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 会長は、必要に応じて分科会を招集するものとする。

- 2 分科会の議長は、会長が行う。
- 3 分科会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない事情においては、書面により開催することを妨げない。
- 4 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させるか、委任状を提出して他の委員に表決を委任することができる。この場合において、当該代理出席者は委員とみなし、委任状を提出した者は会議に出席したものとみなす。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要と認められるときは、委員以外の者からの意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 所掌事務に係る特定事案の検討を行うため、分科会を構成する関係機関のうち事案に関係する担当者等をもって構成するワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの構成及び担当業務等については、分科会の承認を得て会長が定める。

- 3 ワーキンググループは、会長が指定する者が主宰し、必要に応じて随時開催するものとする。
- 4 ワーキンググループは、分科会にその検討結果等を報告し、承認を受けるものとする。
この場合において、会長が必要と認めるときは、書面による開催に替えることができる。

(事務局)

第6条 分科会の事務局は、群馬県県土整備部交通政策課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和●年●月●日から施行する。

群馬県地域公共交通活性化協議会 生活交通分科会委員名簿

	団体・機関名	氏名	役職
	(1)国		
1	関東運輸局旅客第一課長		
2	群馬運輸支局首席運輸企画専門官		副会長
	(2)県		
3	群馬県県土整備部交通政策課長		会長
	(3)一般乗合旅客自動車運送事業者等		
4	(一社)群馬県バス協会 専務理事		
5	株式会社上信観光バス 乗合事業課長		
6	関越交通株式会社 企画部長		
7	株式会社群馬バス 企画管理課長		
8	群馬中央バス株式会社 営業部長		
9	永井運輸株式会社 バス事業部長		
10	日本中央バス株式会社 企画部長		
11	草軽交通株式会社 運輸部長		
12	西武観光バス株式会社 運輸計画課長		
13	ジェイアールバス関東株式会社 運輸営業部長		
14	十王自動車株式会社 専務取締役		
15	株式会社矢島タクシー バス事業部長		
16	朝日自動車株式会社 運輸部長		
	(4)沿線市町村		
17	前橋市 交通政策課長		
18	高崎市 地域交通課長		
19	沼田市 企画政策課長		
20	渋川市 交通政策課長		
21	藤岡市 地域安全課長		
22	榛東村 企画財政課長		
23	吉岡町 企画財政課企画室長		
24	片品村 むらづくり観光課長		
25	みなかみ町 総合戦略課長		
26	玉村町 環境安全課長		
	(5)行政県税事務所		
27	前橋行政県税事務所長		
28	渋川行政県税事務所長		
29	高崎行政県税事務所長		
30	藤岡行政県税事務所長		
31	利根沼田行政県税事務所長		
	(6)地域公共交通の利用者等		
32	地域公共交通マイスター		
	事務局		
	群馬県交通政策課		